

第25号議案

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

令和元年 5 月 13 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

府中市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

府中市市税条例等の一部を改正する条例については、特に緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がなかったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成31年 3 月29日

府中市長 高 野 律 雄

府中市市税条例等の一部を改正する条例

(府中市市税条例の一部改正)

第1条 府中市市税条例（昭和29年5月府中市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第35条の6第1項中「においては」を「には」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

付則第5条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項」を「附則第5条の4の2第5項」に、「同条第9項」を「同条第7項」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

付則第5条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

付則第7条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によつて」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

付則第7条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

付則第8条の2第4項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第8項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33

項第1号ホ」に改め、同条第9項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第15項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第16項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

付則第8条の3第5項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同条第8項第5号及び第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

付則第14条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3, 900円	1, 000円
	6, 900円	1, 800円
	10, 800円	2, 700円
	3, 800円	1, 000円

	5, 0 0 0円	1, 3 0 0円
--	-----------	-----------

付則第14条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3, 9 0 0円	2, 0 0 0円
	6, 9 0 0円	3, 5 0 0円
	1 0, 8 0 0円	5, 4 0 0円
	3, 8 0 0円	1, 9 0 0円
	5, 0 0 0円	2, 5 0 0円

付則第14条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3, 9 0 0円	3, 0 0 0円
	6, 9 0 0円	5, 2 0 0円
	1 0, 8 0 0円	8, 1 0 0円
	3, 8 0 0円	2, 9 0 0円
	5, 0 0 0円	3, 8 0 0円

付則第14条第7項を同条第4項とする。

付則第14条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

(府中市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 府中市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年3月府中市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、府中市市税条例付則第13条の2の次の5条を加える改正規定（同条例付則第13条の7第2項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例付則第14条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60

条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

（府中市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 府中市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年6月府中市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、府中市市税条例第47条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書

類を添付して、当該期間の開始の日の１５日前までに、これを市長に提出しなければならない。

１５ 第１３項の規定の適用を受けている内国法人は、第１０項の申告につき第１３項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

１６ 第１３項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第３２１条の８第５１項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第１３項前段の期間内に行う第１０項の申告については、第１３項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

１７ 第１３項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第１５項の届出書の提出又は法人税法第７５条の４第３項若しくは第６項（同法第８１条の２４の３第２項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第１３項後段の期間内に行う第１０項の申告については、第１３項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

付則第１条第５号中「３項を」を「８項を」に改める。

付則第２条第３項中「第１２項」を「第１７項」に改める。

付 則

（施行期日）

第１条 この条例は、平成３１年４月１日から施行する。ただし、第１条中府中市市税条例第３５条の６の改正規定並びに同条例付則第５条の４、第７条及び第７条の２の改正規定並びに次条第２項から第４項までの規定は、平成３１年６月１日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第２条 別段の定めがあるものを除き、第１条の規定による改正後の府中市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成

3 1年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第35条の6並びに付則第5条の4及び第7条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第35条の6第1項及び付則第7条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第35条の6第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
付則第7条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は府中市市税条例等の一部を改正する条例（平成31年3月府中市条例第8号）付則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の府中市市税条例付則第7条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知

4 新条例付則第7条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。